

平成 23 年 6 月 27 日
広島県農業技術課

農業委員会交付金等の事務手続きについて

農業委員会交付金等の市町と県との間の事務手続きについて、農業委員会交付金等交付要綱（昭和 60 年 12 月 6 日制定）に定めるほか、次のとおりとする。

1 概算払及び遂行状況報告について

- ・概算払請求をする場合は、概算払請求書（様式第 5 号）の提出を要す。
- ・概算払の時期は、県の事務の都合上、四半期に 1 回とし、請求書提出締切日は次のとおり（休庁日に当たる場合は前日）とし、かつ、遂行状況報告を兼ねる場合は、四半期の月末の状況を国に報告する必要があるため、提出期間内に行うこと。

時期	締切日	提出期間	請求の期間	支払見込
第 1 四半期	7 月 10 日	7/1～10	6 月までの実績及び 7 月予定の範囲	7 月末頃
第 2 四半期	10 月 10 日	10/1～10/10	9 月までの実績及び 10 月予定の範囲	10 月末頃
第 3 四半期	1 月 10 日	1/1～1/10	12 月までの実績及び 1 月予定の範囲	1 月末頃
第 4 四半期	3 月 10 日	3/1～3/10	残額の全て	3 月中旬頃

- ・交付決定通知の日付から 15 日以内に概算払いを請求するときは、「また、交付決定の内容及び付された条件について、異存ありません」と記載をすること（申請の取下げ可能期間内の請求であるため）。
- ・請求時期に概算払請求をしない場合は、遂行状況報告書（様式第 3 号）の提出を要す。
- 上記締切日には、概算払請求書（様式第 5 号）又は遂行状況報告書（様式第 3 号）のいずれかの提出が必要である。

2 定期報告について

- ・交付金要領、負担金要領、補助金要領それぞれに定められている定期報告については、国への提出が各四半期の最終月の翌月 15 日までとなっていることから、県への〆切日は、第 1～3 四半期までは 1 と同日とし、第 4 四半期は 4 月 10 日とする。
- ・定期報告と遂行状況報告は、内容及び金額が一致すること。

3 事業総額の管理について

- ・遂行状況については、実際の執行額を市町事業担当課において把握すること。特に遂行状況報告及び定期報告の際に根拠資料を添付する必要はないが、電話照会等に対応できるように、少なくとも四半期毎には事業担当課で資料（電算打ち出しの写し）などを保管するようにすること。
- ・第 3 四半期の遂行状況報告において、執行率が 50%を下回る場合には、理由を参考別紙 1に準じて整理し、遂行状況報告に添付すること。

- ・第4四半期には、必ず交付決定を受けた額の残額の全てを請求し、概算払いを受けること。ただし執行残（補助金の減額）が見込まれるとき、既に減額を報告しているときなどは真に必要な額のみを請求すること（返還事務が生じないようにすること）。
- ・第3四半期の遂行状況報告において、執行率が50%を下回ったとして理由を整理して添付した市町においては、第4四半期の概算払い請求の際に、請求日時点の遂行状況を参考別紙2に準じて整理し、併せて添付すること。また、この時点で、3月末に交付金等の執行残（補助金の減額）が見込まれるときは、理由を参考別紙2に準じて整理し、概算払い請求書に添付すること。
- ・第3四半期又は第4四半期に、参考別紙1又は2を提出した市町については、執行残額の状況に応じ、県の指示により、変更交付申請又は実績報告での整理のどちらかを行うこと。
- ・上記に関わらず、執行残（補助金の減額）が見込まれる事態が発生した場合は、随時、参考別紙1に準じて整理し、知事に申し出ること。
- ・また、補助金事業計画の変更の場合は事業計画変更承認申請（補助金要綱・要領）、重要変更（30%を超える増減）の場合は変更交付申請の提出が必要であるので注意すること。

4 検査について

- ・3月末日に行う債務履行確認は、聞き取り等により行うので、即答できるよう実績（予定）を把握しておくこと。
- ・実績報告書の提出の際は、参考別紙3に準じた資料を添付すること。
- ・実績報告書の提出後に行う確定検査は、基本的に、市町を訪問して行うので、関係資料をまとめておくこと。
- ・また、根拠となる要綱（国・県）、要領（国）等も、備え付けておくこと。
- ・ただし、訪問により行う確定検査は7市町／全対象21市町（3ヵ年の間に1度は訪問による確定検査の実施）程度を予定しており、残りの市町については書類検査となることもある。その場合は参考別紙3の補足として、より明細な資料を追加で提出を求めることもある（別途、個別に指示を行う）。

(参考別紙1)

平成 年 月 日

広島県知事様

市町長 氏 名 印

平成 年 月 日付け指令 第 号で交付決定（及び平成 年 月 日
付け指令 第 号で変更交付決定）通知のあった農業委員会交付金等について、次のとおり
執行見込みを報告します。

1 遂行状況が低調の理由

（記入例）
～ であるため。

2 今後の執行見込み

（記入例）
～ あるので、3月31日までに交付額については全額執行予定です。
～ であるので、下記のとおり交付額の執行残が発生する見込みです。

(単位：円)

事業名		交付決定		執行見込み	
		国費	事業費	国費	事業費
農業委員会交付金	当初				
	変更				
農地制度実施円滑化 事業費補助金	当初				
	変更				
合計	当初				
	変更				

(参考別紙2)

平成 年 月 日

広島県知事様

市町長 氏 名 印

平成 年 月 日付け指令 第 号で交付決定(及び平成 年 月 日付け指令 第 号で変更交付決定)通知のあった農業委員会交付金等について、次のとおり遂行状況及び執行見込みを報告します。

区分	総事業費	事業の遂行状況			
		／ までに完了したもの		3/31 までに実施するもの	
		事業費	交付金等	事業費	交付金等
1 農業委員会交付金	円	円	円	円	円
(1) 委員手当					
(2) 職員設置費					
(3) 農地調査・農地基本台帳整備費					
2 農地制度実施円滑化事業費補助金					
(1) 農地法に基づく事務の適正実施に要する事業費					
(2) 農地の有効利用を図るための事業費					
合計					

1 遂行状況が低調の理由

(記入例)
～ であるため。

2 今後の執行見込み

(記入例)
～ あるので、3月31日までに交付額については全額執行予定です。
～ であるので、下記のとおり交付額の執行残が発生する見込みです。

(単位:円)

事業名		交付決定		執行見込み	
		国費	事業費	国費	事業費
農業委員会交付金	当初				
	変更				
農地制度実施円滑化事業費補助金	当初				
	変更				
合計	当初				
	変更				

(参考別紙3)

支出証拠書類(集計)

1 農業委員会交付金

(1) 委員手当

支払日	摘要			支出額
	月次	単価	人	

(2) 職員設置費

職員名	内訳	4月	5月		2月	3月	計
	給与						
	手当						
	共済						

(3) 農地調査・農地基本台帳整備費

費目	摘要			支出額
	支払日	単価	数量等	

2 農地制度実施円滑化事業費補助金

(1) 農地法に基づく事務の適正実施に要する経費

費目	摘要			支出額
	支払日	単価	数量等	
旅費 報償・謝金 賃金 手当				

(2) 農地の有効利用を図るために要する経費

費目	摘要			支出額
	支払日	単価	数量等	

※ この項目と同程度が含まれる既存資料・会計電算打ち出し等があれば、別途作成の必要はありません。既存資料を添付してください。

(参考)

農業委員会交付金等の事務フロー図

